

第80回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2021年3月30日（火曜日）午前10時

開催場所

千葉県松戸市松飛台430番地

マブチモーター株式会社 本社大会議室

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
9名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外
取締役を除く。）に対する業績連動型株式
報酬等の実施期間の一部変更の件

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染予防のため、株主総会への
ご来場をお控えいただき、書面または電磁的方法（イ
ンターネット等）による事前の議決権行使をお願い
申し上げます。

株 主 各 位

証券コード 6592
2021年3月9日

千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社
代表取締役社長CEO **大越博雄**

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、株主総会へのご来場をお控えいただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年3月29日（月曜日）午後5時までに書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|--------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2021年3月30日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室 |

3. 目的事項

報告事項

1. 第80期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の実施期間の一部変更の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「個別計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載している「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>）において掲載させていただきます。

◎ 新型コロナウイルス感染防止への対応について

- ・ ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒にご協力をお願いいたします。
- ・ 株主総会に出席する役員・運営スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。
- ・ 会場受付付近にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方は、入場をお控えいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 今後の状況に応じて本株主総会の上記運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>）においてお知らせいたします。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年3月30日 (火曜日) 午前10時

場所 千葉県松戸市松飛台430番地 マブチモーター株式会社 本社大会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年3月29日 (月曜日) 午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

行使期限 2021年3月29日 (月曜日) 午後5時まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

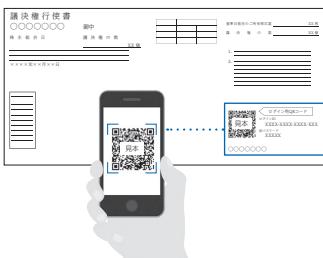
- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

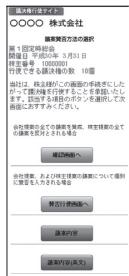
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

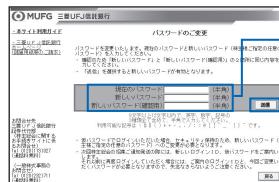
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様に対しましては、業績に応じた利益還元を積極的に行うことを基本的な方針といたしております。この方針の下、株主配当金につきましては、原則的な算定基準としまして、長期安定的な配当である普通配当として1株につき年30円を継続的に実施し、これに事業成果としての連結純利益の30%（1株当たり換算）を特別配当として加算することにしております。

当期の年間配当金につきましては、上記の基準に基づく算定結果及び経営環境を総合的に勘案いたしまして、1株当たり135円（普通配当30円、特別配当105円）とさせていただき、すでに2020年9月に1株当たり67円（普通配当15円、特別配当52円）の中間配当金をお支払いしておりますので、当期の期末配当金は、次のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金68円

(うち 普通配当15円、特別配当53円)

総額 4,504,090,636円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月31日

内部留保につきましては、企業価値の増大を図るため、既存事業の一層の強化・深化及び将来の成長分野への投資に充當いたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	
1	再任 大越博雄	代表取締役社長CEO	
2	再任 糸川真人	代表取締役COO 専務執行役員 内部統制担当 品質・環境統括	
3	再任 片山寛太郎	取締役 常務執行役員 社長補佐 人事・総務本部長 購買本部長	関係会社統括 管理統括
4	再任 谷口真一	取締役 常務執行役員 技術統括 製造本部長	
5	再任 伊豫田忠人	取締役 執行役員 経営企画本部長	
6	新任 河村隆	COO補佐	
7	再任 御手洗尚樹	社外取締役	社外取締役 独立役員
8	再任 堤和彦	社外取締役	社外取締役 独立役員
9	再任 小野ジョディー	社外取締役	社外取締役 独立役員

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 <p>大越 博雄 (1961年7月9日生)</p> <p>再任</p>	<p>1984年4月 当社入社 1990年6月 萬寶至實業有限公司購買課長 1996年8月 同社総経理室長 2002年5月 同社董事兼総務部長兼人事部長 2002年10月 当社経営企画室長 2003年3月 当社事業基盤改革推進本部副本部長 2004年1月 当社経営企画部長 2009年11月 当社執行役員管理本部長 2011年3月 当社取締役執行役員管理本部長 2013年3月 当社代表取締役社長・社長執行役員 2019年3月 当社代表取締役社長CEO（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 2013年3月に代表取締役社長に就任以降、最高経営責任者として、当社グループの経営方針及び事業戦略の策定とその実現に向けて強いリーダーシップを発揮し、グループ全体の成長に重要な役割を果たしております。今後もグループ全体の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	21,590株
2	 <p>糸川 真人 (1960年1月29日生)</p> <p>再任</p>	<p>1984年4月 当社入社 1985年1月 萬寶至馬達股份有限公司生産技術課 2002年3月 当社技術部生産技術室製造技術課長 2005年3月 当社品質保証部長 2009年11月 当社執行役員品質保証部長 2013年3月 当社取締役執行役員品質保証部長 2016年3月 当社取締役執行役員品質保証本部長 2017年3月 当社代表取締役常務執行役員品質・環境統括品質保証本部長 2018年3月 当社代表取締役常務執行役員品質・環境統括品質保証本部長内部統制担当 2019年3月 当社代表取締役COO専務執行役員内部統制担当品質・環境統括（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 当社グループの経営方針及び事業戦略の実現に向けた品質・環境保証全般に関わる企画立案・実行を統括し、また、内部統制担当を兼務するなど、豊富な経験と高い知識を有するとともに、2019年3月から最高執行責任者として当社グループの経営全般の業務執行を強力に推進しております。当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	41,020株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	 <p>かたやまひろ たるう 片山寛太郎 (1969年1月23日生)</p> <p>再任</p>	<p>1991年4月 当社入社 1997年4月 萬寶至實業有限公司品質保証課長 2005年4月 当社パワーユニットモーター事業部業務管理グループマネジャー 2007年3月 万宝至馬達（江蘇）有限公司総経理 2014年2月 当社生産本部副本部長 2014年7月 当社生産本部長 2015年3月 当社取締役執行役員生産本部長 2017年3月 当社取締役常務執行役員事業統括 2019年3月 当社取締役常務執行役員社長補佐関係会社統括 2020年7月 当社取締役常務執行役員社長補佐関係会社統括人事・総務本部長 2020年11月 当社取締役常務執行役員社長補佐関係会社統括管理統括人事・総務本部長購買本部長（現任）</p>	13,020株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社グループにおいて、品質保証、海外子会社経営、生産、事業等に携わり、幅広く豊富な業務経験を有しております。現在は、当社グループの業務全般について社長を補佐するとともに、グループ関係会社全体や管理全般を統括するなど、豊富な経験と高い知識を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
4	 <p>たに ぐち しん いち 谷口真一 (1965年2月16日生)</p> <p>再任</p>	<p>1987年4月 当社入社 2013年3月 当社技術本部第二製品開発部長 2013年12月 万宝至馬達（江蘇）有限公司総経理 2018年1月 当社開発本部副本部長 2018年3月 当社執行役員開発本部副本部長 2018年7月 当社執行役員製造本部長 2019年3月 当社取締役執行役員技術統括製造本部長 2020年3月 当社取締役常務執行役員技術統括製造本部長（現任）</p>	10,982株
<p>【取締役候補者とした理由】 技術戦略・研究開発の立案・実行に関する責任者として、豊富な経験と高い知識を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	 <p>伊 豫 田 忠 人 (1968年11月22日生)</p> <p>再任</p>	<p>1999年 4 月 当社入社 2004年 4 月 萬寶至實業有限公司總經理室長 2010年 1 月 当社経営企画部長 2013年 3 月 当社執行役員管理本部長 2015年 3 月 当社取締役執行役員管理本部長 2018年 3 月 当社取締役グループ執行役員米州総代表 2020年 3 月 当社取締役執行役員経営企画部長 2020年 7 月 当社取締役執行役員経営企画本部長（現任）</p>	10,440株
<p>【取締役候補者とした理由】 本社の経営企画部門及び管理部門における責任者としての経験に加えて、海外子会社の経営に携わるなど、豊富な経験と高い知識を有していることから、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>			
6	 <p>河 村 隆 (1967年5月20日生)</p> <p>新任</p>	<p>1990年 4 月 富士フィルム株式会社入社 2004年10月 Fuji Photo Film U.S.A Co.,Ltd (富士フィルム米国販売現地法人) 出向 社長補佐 2018年 7 月 富士フィルムホールディングス株式会社経営企画部 経営企画グループマネージャー兼富士フィルム株式会社経営企画本部統括マネージャー 2019年 8 月 富士ゼロックス株式会社執行役員 2020年 6 月 当社入社 2020年 6 月 同事業統括補佐 2020年10月 当社COO補佐（現任）</p>	3,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以前は、事業会社において米国現地法人の経営補佐業務や本社経営企画部門の経営戦略策定などの業務に従事し、2020年6月に当社入社後は事業全般に関する企画立案・実行や最高執行責任者の補佐業務に携わるなど、当社グループにおける重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、新たに取締役候補者としていたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	 <p>御手洗尚樹 (1952年10月30日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1976年 4月 株式会社日立製作所入社 2000年 7月 同社労政部長 2004年 4月 同社情報・通信グループ公共システム営業統括本部副統括本部長 2005年 4月 同社グループ戦略本部G-経営戦略部門グループ会社室長 2010年 4月 同社人財統括本部総務本部長 2011年 4月 同社執行役常務人財統括本部長兼総務本部長 2014年 4月 株式会社日立ハイテクノロジーズ執行役専務CHRO (Chief Human Resources Officer) 兼リスクマネジメント責任者兼CRO (Chief Risk management Officer) 2015年 4月 同社代表執行役執行役副社長 2016年 4月 同社エグゼクティブアドバイザー 2017年 3月 当社社外取締役 (現任) 2019年11月 筑波大学客員教授 (現任)</p>	2,700株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>株式会社日立製作所及びそのグループ企業の執行役として長年にわたり会社経営に関与し、企業統治に対する豊富な経験と高い見識、人格を兼ね備えております。経営全般に関して有用かつ適切な助言、提言をいただいているほか、当社がグローバルな事業を展開する上での人材戦略の強化に寄与していただいていることから、今後も経営全般の監督機能の強化を図ることができるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p>			
8	 <p>堤和彦 (1952年10月24日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1982年 4月 三菱電機株式会社入社 2006年10月 同社先端技術総合研究所副所長 2008年 4月 同社先端技術総合研究所所長 2010年 4月 同社常務執行役開発本部長 2014年 4月 同社顧問 2014年 4月 金沢工業大学客員教授 (現任) 2018年 4月 三菱電機株式会社特任技術顧問 (現任) 2019年 1月 IEC (International Electrotechnical Commission/国際電気標準会議) 副会長 (現任) 2019年 3月 当社社外取締役 (現任)</p>	1,000株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>工学博士として専門知識を活かし、三菱電機株式会社において長年にわたり開発部門に携わるとともに、同社常務執行役として会社経営に関与し、企業統治に対する豊富な経験と高い見識、人格を兼ね備えております。経営全般に関して適切な監督・助言をいただいているほか、当社の技術戦略の強化に寄与していただいていることから、今後も経営全般の監督機能の強化を図ることができるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
9	 <p>おの 小野ジョディー (1966年11月7日生)</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>2005年 6月 ストックホルム商科大学移行経済研究所大学最高執行責任者</p> <p>2013年 1月 テキサスA & M大学講師</p> <p>2015年 4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任講師</p> <p>2017年11月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任准教授</p> <p>2019年 3月 当社社外取締役 (現任)</p>	—
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>国内・海外において、大学教育等を通じて経営戦略に関する教育・人材育成に従事しており、豊富な国際経験と人材育成に関する専門知識と高い見識、人格を兼ね備えていることから、経営全般に関して、特にダイバーシティの視点から適切な監督・助言を期待できるものと判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 御手洗尚樹氏、堤和彦氏及び小野ジョディー氏は、社外取締役候補者であります。
3. 御手洗尚樹氏、堤和彦氏及び小野ジョディー氏は、現任、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって御手洗尚樹氏は4年、堤和彦氏及び小野ジョディー氏が2年となります。
4. 当社は、御手洗尚樹氏、堤和彦氏及び小野ジョディー氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており、3氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、御手洗尚樹氏、堤和彦氏及び小野ジョディー氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。3氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	
1	再任 染谷 一幸	取締役（常勤監査等委員）	
2	再任 浅井 隆	社外取締役（監査等委員） 弁護士 第一芙蓉法律事務所パートナー	社外取締役 独立役員
3	新任 植村 京子	ソフトバンク株式会社社外取締役 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外監査役 弁護士 深山・小金丸法律会計事務所パートナー	社外取締役 独立役員
4	新任 東 葎 葉 子	コクヨ株式会社社外監査役 アルプスアルパイン株式会社社外取締役（監査等委員） 公認会計士東葎葉子事務所 代表	社外取締役 独立役員

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	 <p data-bbox="284 480 467 545"> 染谷 一幸 <small>そのや かずゆき</small> (1963年12月1日生) </p> <p data-bbox="334 553 414 583">再任</p>	<p data-bbox="520 273 1040 444"> 1986年 4月 当社入社 2005年10月 当社管理本部経理部長 2010年 1月 当社管理本部経営管理部長 2013年 3月 萬寶至實業有限公司董事総経理 2016年 3月 当社常勤監査役 2019年 3月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任） </p>	7,200株
<p data-bbox="266 606 689 628">【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="258 636 1386 712"> 当社の経営管理部門及び中国子会社における豊富な経験と実績に加え、当社常勤監査役及び常勤監査等委員である取締役として積み重ねた経験・知見から、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。 </p>			
2	 <p data-bbox="284 941 467 1006"> 浅井 隆 <small>あさい たかし</small> (1961年3月17日生) </p> <p data-bbox="334 1014 414 1044">再任</p> <p data-bbox="319 1052 429 1082">社外取締役</p> <p data-bbox="319 1090 429 1120">独立役員</p>	<p data-bbox="520 734 1161 991"> 1990年 4月 弁護士登録 1990年 4月 第一芙蓉法律事務所入所（現任） 1998年 4月 同パートナー（現任） 2002年 6月 慶應義塾大学法学部非常勤講師 2005年 3月 同大学大学院法務研究科（法科大学院）非常勤講師 2009年 4月 同大学大学院法務研究科（法科大学院）教授 2014年 4月 同大学大学院法務研究科非常勤講師（現任） 2016年 3月 当社社外監査役 2019年 3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） </p> <p data-bbox="511 1029 817 1082"> (重要な兼職の状況) 第一芙蓉法律事務所パートナー </p>	2,000株
<p data-bbox="266 1150 734 1173">【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="258 1180 1386 1289"> 弁護士として豊富な経験と労働法・人事労務に関する高度な専門知識を有し、企業経営を統治するための十分な見識と人格を兼ね備えており、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。 </p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	 <p>植村 京子 (1961年7月22日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1994年 4月 大阪地方裁判所判事補 2004年 4月 静岡家庭裁判所沼津支部判事 2005年 4月 横浜地方裁判所判事 2008年 4月 弁護士登録 2008年 4月 LM法律事務所入所 2017年 6月 MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外監査役 (現任) 2018年 6月 ソフトバンク株式会社社外取締役 (現任) 2018年10月 深山・小金丸法律会計事務所入所パートナー (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外監査役 ソフトバンク株式会社社外取締役 深山・小金丸法律会計事務所パートナー</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と経験を有し、当社の経営全般に対する助言によるコーポレートガバナンスの更なる強化に向けて、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。</p>	-
4	 <p>東 葎 葉 子 (1958年5月20日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>1981年 4月 株式会社福岡銀行入社 1989年10月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入社 1990年12月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入社 2008年 7月 同パートナー 2013年 7月 金融庁 公認会計士監査審査会 主任公認会計士監査検査官就任 2016年 7月 有限責任監査法人トーマツ入所 2018年 6月 アルプス電気株式会社 (現アルプスアルパイン株式会社) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年 3月 コクヨ株式会社社外監査役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) アルプスアルパイン株式会社社外取締役 (監査等委員) コクヨ株式会社社外監査役 公認会計士東葎葉子事務所 代表</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 会計事務所における長年の会計監査経験と公認会計士として培われた高度な専門知識を有しているほか、他社における社外役員としての豊富な経験を活かし、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。</p>	-

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 浅井隆氏、植村京子氏及び東葭葉子氏は社外取締役候補者であります。
3. 浅井隆氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 東葭葉子氏が社外取締役（監査等委員）を務めるアルプスアルパイン株式会社と当社の間には、製品の販売等の取引関係がございますが、直近の連結会計年度の取引額は、それぞれの連結売上高の1%未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
5. 当社は、浅井隆氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。また、植村京子氏及び東葭葉子氏が選任された場合、当社は両氏との間においても同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
6. 当社は、浅井隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、植村京子氏及び東葭葉子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の実施期間の一部変更の件

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く、以下同じ。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）について、2016年3月30日開催の第75回定時株主総会において導入し、また、2019年3月28日開催の第78回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき一部改定いたしました。

今般、2019年12月期から2021年12月期までを対象とした中期経営計画（以下「前中期経営計画」という。）の見直しに伴い、本制度が対象としておりました3事業年度（2019年12月末日で終了する事業年度から2021年12月末日で終了する事業年度まで）から新たな中期経営計画（以下「新中期経営計画」という。）に基づいた3事業年度（2021年12月末日で終了する事業年度から2023年12月末日で終了する事業年度まで）に変更（以下「本変更」という。）することから本議案のご承認をお願いするものであります。また、変更後本制度の対象となる取締役の員数は、6名となります。

1. 提案の理由及び本制度の変更を相当とする理由

当社は、2019年2月に、前中期経営計画を発表し、前中期経営計画に連動する報酬として本制度を実施しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により世界経済が縮小し、前中期経営計画の前提となる経営環境が大きく変化したことから2020年12月期をもって前中期経営計画を終了し、2021年2月に新中期経営計画を策定いたしました。これに伴う本制度の変更は相当であると考えております。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役報酬額（下記(2)のとおり。）を原資として当社株式が信託を通じて取得され、役員及び信託期間を通じた業績目標の達成度等に応じて対象期間（下記(2)に定める。）中に取締役として在任している者に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）が交付及び給付（以下「交付等」という。）される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付等を受けるのは、対象期間（下記(2)に定める。）終了後の一定時期となります。

(2) 当社が拠出する金員の上限

連続する3事業年度（今回は2021年12月末日で終了する事業年度から2023年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として本制度を継続します。

当社は、対象期間ごとに合計600百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（下記の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として、当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得し、信託期間中、取締役に対するポイント（下記(3)参照。）の付与を行い、対象期間後に、3事業年度の累積ポイント数に応じた当社株式等の交付等を行います。ただし、今般の本制度の変更においては、本信託が所有する残余株式を活用するため、新たな資金拠出及び信託による当社株式の追加取得は予定しておりません。

なお、当社は、執行役員を対象とする業績連動型株式報酬制度についても本信託において一体的に管理することとしており、別途執行役員に対する交付等の対象とする当社株式の取得のための信託金を本信託に拠出し、本信託においては、上記の取締役に対して交付等を行う当社株式に加えて、執行役員に対して報酬として交付等を行う当社株式を管理します。

また、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、取締役に対する報酬として合計600百万円の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続します。当社は別途、延長された信託期間における執行役員に対する報酬としての金銭の追加拠出も行います。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する、取締役に対する交付等の対象となる当社株式及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は600百万円の範囲内とします。

(3) 取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

本信託を通じて取締役に対して交付される当社株式等の数は、一定の算定式に従って、業績目標の達成度等に応じて付与されるポイントに基づき定まります。

信託期間中の所定の時期に、取締役として在任する者に対して、以下のポイント算定式をもとに算出される取締役の役位に応じた「固定ポイント」と毎事業年度における業績目標の達成度に応じた「業績連動ポイント」が付与され、3年間累積した「業績連動ポイント」は、対象期間の最終事業年度の目標達成度に基づき、業績連動係数を乗じて「中計ポイント」に転換して付与されます。

対象期間の最終事業年度経過後の所定の時期に、「固定ポイント」の累積値及び「中計ポイント」に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、本変更前に終了している2019年12月期及び2020年12月期にかかるポイント分につきましては、2021年12月期の所定の時期に、取締役の役位に応じた「固定ポイント」及び各事業年度における業績目標の達成度に応じた「業績連動ポイント」に個人評価を反映させ、取締役に対して当社株式等の交付等を行うものとします。

【固定ポイント】

役位により定める株式報酬基準額 ÷ 信託期間の開始する事業年度の営業日初日の終値*1

【業績連動ポイント】

役位及び毎事業年度の業績目標達成度により定める金額 ÷ 信託期間の開始する事業年度の営業日初日の終値*1

【中計ポイント】

3年間の累積「業績連動ポイント」 × 業績連動係数*2

※1 信託期間の開始する事業年度の営業日初日の東京証券取引所の終値

※2 業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の業績目標（営業利益等）の達成度に応じて0～120%の範囲で決定します。

1ポイントは当社普通株式1株とします。

ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

なお、取締役が各対象期間に関して付与を受けることができるポイントの総数の上限は150,000ポイントとします。

対象期間ごとに本信託により取締役に交付される当社株式の総数は、かかる対象期間毎のポイント数の上限に相当する株数（1ポイントあたり1株の場合150,000株）を上限とします。この上限交付株数は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した取締役は、対象期間の最終事業年度の経過後所定の時期に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、信託契約の定めに従い、累計ポイントに対応する当社株式の50%（単元未満株数は切り捨て）については当社株式の交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、受益者要件を充足する取締役が対象期間中に退任する場合（自己都合により退任した場合を除く。）においては、退任時までの固定ポイント数に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。また、受益者要件を充足する取締役が取締役の在任中に死亡した場合においては、死亡時までの固定ポイント数に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該取締役の相続人が本信託から給付を受けるものとし、対象期間中に国内非居住者となった場合は、その時点までの固定ポイント数に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

なお、本制度を通じて取得した当社株式は、退任後1年が経過するまで継続保有するものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

■ ご参考：本定時株主総会後の取締役会の構成

本定時株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性は以下のとおりです。

氏名	企業経営 経験*	グローバル 経験	経営企画・ 経営戦略	内部統制・ ガバナンス	法務・ リスク管理	財務・ 会計	人事労務・ 人材開発	事業・ 営業	技術・ 品質	購買・ 生産
大越博雄	○*	○	○	○	○	○	○	○		○
糸川真人	○	○		○	○			○	○	○
片山寛太郎	○*	○		○	○	○	○	○	○	○
谷口真一	○*	○						○	○	○
伊豫田忠人	○*	○	○	○	○	○	○	○		○
河村隆	○	○	○			○		○		
御手洗尚樹	○		○	○	○		○	○		
堤和彦	○	○						○	○	○
小野ジョディー		○	○				○			
染谷一幸	○*	○		○	○	○				
浅井隆				○	○	○	○			
植村京子				○	○	○				
東葭葉子				○	○	○				

(注) * は当社・当社グループ会社における社長経験者を示します。

■ ご参考：社外役員独立性基準

当社は、社外役員の独立性における基準を定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していない者とみなす。

- (1) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者
- (2) 当社グループを主要な取引先とする業務執行者又は当社グループが主要な取引先とする業務執行者（主要な取引先とは、当社グループの製品等の販売先又は仕入れ先であって、双方いずれかにおいて、その事業年度の連結売上高の2%を超えるものをいう。）
- (3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）多額とは、役員報酬以外で、年間1,000万円以上の金銭や財産上の利益を得ることをいう。
- (4) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者
- (5) 当社の議決権の10%以上を保有する大株主
- (6) 当社グループから年間1,000万円以上の多額の寄付・融資等を受領した者（当該寄付・融資を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- (7) 社外役員の相互就任関係となるほかの会社の業務執行者
- (8) 過去3年間に於いて(2)～(7)のいずれかに該当していた者
- (9) (1)～(8)に該当する者が重要な者である場合において、その者の近親者（配偶者、二等親内の親族又は同居の親族）
重要な者とは、社外取締役を除く取締役、執行役員、理事及び部長以上の上級管理職にある者

■ 監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任及び報酬等に関して検討した結果、会社法の規定に基づき、第80回定時株主総会において陳述すべき事項はないとの結論に至りました。

以上

〔添付書類〕

事業報告 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞等の影響により大幅なマイナス成長となりました。米国経済は、下期より個人消費の回復を背景に景気の持ち直しが見られたものの、通期では大幅なマイナスとなりました。欧州経済は、感染再拡大に伴う各国の大規模な都市封鎖等の影響により、消費が急減し大きく下振れしました。我が国経済は、個人消費の回復ペースは鈍く、期間全体では大幅なマイナスとなりました。新興国経済は、中国が先行して回復し成長を維持したものの、全体としては大幅な減速となりました。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、中国市場に回復傾向が見られましたが、その他の地域市場では大幅な減速となりました。民生・業務機器市場は、世界的な市場の減速に加えて、一部の用途における市場縮小が継続しマイナスとなりました。

このような景況下、当社グループは、「パワーウィンドウ用モーター事業の成長加速」、「中・小型電装用モーターの拡販・新用途拡大」、「民生・業務機器用分野における新用途開拓」、「省人化及び次世代ものづくり革新の推進」、「グローバル拠点戦略の推進」を課題に掲げ、取り組んでまいりました。

具体的には、「パワーウィンドウ用において北米大手自動車メーカー3社目となるお客様からの認証取得に向けた活動が大きく前進」、「小型電装用途において新型コロナウイルス感染者移送車両向け空気清浄機用ブラシレスモーターの引合いに超短納期対応し、拡販の足掛かりを獲得」、「新型コロナウイルス感染防止自律ロボット用ブラシレスモーターを新規受注、拡販が進展」、「メキシコマブチの連結業績への貢献及びポーランドマブチの量産開始によるグローバルレベルでの地産地消の進捗」など、売上とシェアの拡大、新市場の開拓及び高品質・高効率化の更なる進展に向けた諸施策を積極的に導入・実現し、将来の事業成長につながる成果を上げることができました。

しかしながら、世界経済の減速等を背景に、当期連結売上高は1,164億3千2百万円（前期比11.7%減）となりました。その大半を占めるモーター売上高は1,164億1千1百万円（前期比11.7%減）であります。

営業利益につきましては、売価・プロダクトミックスの改善といった増益要因があった一方、販売数量の減少及びコストアップといった減益要因もあり、129億円（前期比26.5%減）となりました。

経常利益は、為替差損が増加したことなどにより126億7千5百万円（前期比39.2%減）、税金等調整前当期純利益は、投資有価証券売却益の発生などもありましたが139億1百万円（前期比31.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は89億8千7百万円（前期比36.9%減）となりました。

次に、モーターの用途別市場動向と販売状況についてご説明いたします。

① 自動車電装機器市場

売上高は847億1千8百万円（前期比13.5%減）と減少しました。重点強化事業であるパワーウィンドウ、パワーシート及びパーキングブレーキ用等の中型電装、並びにドアロック、ミラー及びエアコンダンパー用等の小型電装につきましては、下期からの自動車メーカー各社の生産再開に伴い販売が回復したものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、通期では前期比で低調に推移しました。

② 民生・業務機器市場

売上高は316億9千2百万円（前期比6.3%減）と減少しました。理美容関連機器用は、歯ブラシ用の中高級セグメントが堅調に推移したものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響及び一部用途における採算性重視の方針による受注絞り込みにより減少しました。

<連結モーター売上高の用途市場別内訳>

用途市場	第80期(2020年12月期)	前期比(%)	構成比(%)
	金額(百万円)		
自動車電装機器	84,718	△13.5	72.8
民生・業務機器	31,692	△6.3	27.2
合計	116,411	△11.7	100.0

- (注) 1. 当社グループは、小型モーターに関する単一事業分野において事業活動を展開しており、単一事業部門で組織されているため、事業の種類別セグメントに関連付けた説明は記載しておりません。
2. 当社グループは、モーター売上のほかに若干のモーター部品及び生産設備の売上があるため、連結売上高合計とモーター売上高は一致しておりません。
3. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資は、マブチモーターダナンリミテッド等の建物建設費用に5億4千2百万円、研究開発設備に2億3千7百万円、IT関連費用に3億3千1百万円、その他モーター生産力増強及び更新用設備等に66億2千4百万円、合わせて77億3千6百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、世界経済は各国の大規模な財政出動の効果により回復が見込まれますが、新型コロナウイルス感染症ワクチンの普及の遅れなどの懸念があり、先行きに不透明感があります。先進国においては、米国経済は、追加経済対策の効果による回復が見込まれ、感染拡大前の水準まで回復すると予想されます。欧州経済は、新規感染者数の再増加に伴う経済活動制限などの影響により回復ペースは緩やかなものにとどまる見通しです。我が国経済は、追加経済対策の効果による回復が見込まれます。新興国経済は、中国については回復の持続が見込まれ、その他の新興国の回復度には強弱があるものの、全体としては回復が予想されます。

当社グループの関連市場におきましては、自動車電装機器市場は、半導体等の不足による生産調整の懸念はありますが、世界の自動車生産台数の回復を背景に、堅調に推移するものと見込んでおります。民生・業務機器市場は、北米及び日本市場において回復が見込まれるものの、その他の地域市場では減少が予想され、全体として減速する見通しです。

このような経営環境下、当社グループは、次に述べます課題に取り組んでまいります。

① パワーウィンドウ用モーター事業のシェア拡大

パワーウィンドウ用モーターの日系自動車メーカーへの販売状況については、既に3社に当社製品を搭載いただいておりますが、2021年には新たに日系自動車メーカー2社から受注を獲得いたしました。これら4社目、5社目の日系自動車メーカーにおける受注拡大を目指してまいります。あわせて、既に採用いただいている日系自動車メーカー3社においても、当社への切り替え並びに新型車への搭載によるシェアアップを実現すべく販売活動を展開してまいります。また、北米自動車メーカー3社のうち2社において当社製品を採用いただいておりますが、2021年1月に残る3社目より認証を取得いたしました。北米自動車メーカー3社目におけるビジネスの獲得に向け取り組んでまいります。引き続き、販売拠点のアメリカマブチと生産拠点のメキシコマブチが一体となった拡販活動に取り組み、北米自動車メーカー3社すべてにおける搭載車種拡大を目指してまいります。欧州自動車メーカー向けにおいても、これまでの実績を足掛かりに搭載車種の拡大に向けた取り組みを引き続き強化してまいります。パワーウィンドウ用モーター市場においては、競争力のある新製品開発への取組みが、今後のビジネス拡大に大きく影響することから、開発・販売活動により一層注力し、更なるシェア拡大を目指してまいります。

② 中・小型電装用モーターの拡販・新用途拡大

パワーシート、パーキングブレーキ及びドアクローザー用等の中型電装用モーターについては、当社の標準化戦略に基づき多用途への展開が可能な標準モーターの開発及び受注獲得に取り組んでおり、今後も既存のお客様におけるシェアアップと新たなお客様の開拓に取り組んでまいります。昨今、自動車市場ではEV化への流れが加速しております。当社は、例えば冷却バルブ用モーターのように、EVにおいても使用される用途向けの新製品開発に注力し、市場環境の変化に柔軟に対応してまいります。ブラシ付モーターとブラシレスモーターの双方をラインナップしている当社の強みを生かし、お客様の新たな要望に迅速にお応えし、中型電装用モーターの拡販を図ってまいります。

現在、自動車業界は100年に一度の変革期を迎えており、その影響は自動車電装機器用モーター市場にも波及し、お客様の戦略も大きく変化しております。こうした流れの中で、小型電装用モーターでは従来はお客様が調達していたアクチュエーターのユニット部品について、モーターを組み込んだユニットとしての引合いが増加しております。ユニット製品への対応を本格化し、お客様のニーズにお応えすることで提供価値を高め、市場環境の変化に即した製品開発を強化してまいります。

③ 民生・業務機器用分野における新用途拡販

民生・業務機器用分野においてロボット及び移動体市場は、今後の大きな伸びが見込まれる市場であり、当社製品の採用実績も増加してきております。これらの市場向けの製品ラインナップを拡充し、新たなお客様の開拓を通じて、拡販を本格化させてまいります。また、小型電装用モーターと同様に、モーターを組み込んだユニットとしての引合いが増加しております。これらのニーズに対応することで、新たな付加価値を提供してまいります。全世界で販売が開始されたハイエンド歯ブラシ用の新製品の出荷も本格化しており、高付加価値製品の拡販を通じて民生・業務機器用モーター事業の成長軌道への回帰を目指してまいります。

④ グローバル拠点戦略の推進

メキシコマブチは、米州における強い地産地消ニーズを背景に、ビジネス拡大のけん引役として貢献してまいります。欧州においては、ポーランドマブチが2020年第4四半期に量産を開始し、販売拠点のヨーロッパマブチとの連携を推進しております。これにより欧州市場のお客様のニーズに対して、よりの確なソリューションを提供し、ビジネスの拡大を図ってまいります。

⑤ 新たな働き方及び人材戦略の推進

当社では、社員を最も重要な経営資源として位置づけております。これまで進めてきた働き方改革によって、コロナ禍においても問題なく新たな働き方への移行を実現できました。早い段階から取り入れておりましたテレワークについては、前期までに顕在化した各課題への対応を進め、場所や時間に縛られない柔軟な働き方を更に推進してまいります。加えて、社員の能力を最大限に引き出すため人事制度改革への取組みを継続しており、2020年に導入したジョブディスクリプション及びジョブグレードの適用範囲の拡大や、女性活用をはじめとするダイバーシティ施策の強化、社員教育の充実に向けた取組みを強化してまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第77期 (2017年12月期)	第78期 (2018年12月期)	第79期 (2019年12月期)	第80期(当期) (2020年12月期)
売上高 (百万円)	146,925	143,116	131,807	116,432
経常利益 (百万円)	25,841	24,804	20,854	12,675
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	20,303	22,925	14,234	8,987
1株当たり当期純利益 (円)	299.74	341.19	214.00	135.64
自己資本当期純利益率 (%)	8.6	9.4	5.8	3.7
総資産 (百万円)	269,318	267,050	268,244	262,559
純資産 (百万円)	242,179	244,454	245,172	239,103
自己資本比率 (%)	89.9	91.5	91.4	91.0
1株当たり純資産額 (円)	3,579.98	3,640.08	3,690.86	3,623.63
1株当たり配当金 (円)	120	135	135	135
配当性向 (%)	40.0	39.6	63.1	99.5
純資産配当率 (%)	3.4	3.7	3.7	3.7

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております（当該各株式数につきましては、自己株式を控除しております。）。
2. 売上高・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益・総資産・純資産の金額は、百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益・1株当たり純資産額は、銭未満を四捨五入し表示しております。
3. 自己資本当期純利益率・自己資本比率・配当性向・純資産配当率は、小数点第1位未満を四捨五入し表示しております。
4. 第80期（当期）の1株当たり配当金・配当性向・純資産配当率は、第80回定時株主総会における剰余金の処分に係る議案が承認可決されることを前提としており、予定の数値であります。
5. 従業員持株ESOP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、第77期及び第78期の1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、第77期の1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
6. マブチモーター従業員持株会信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、第79期及び第80期（当期）の1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
7. 役員報酬BIP信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、第77期、第78期、第79期及び第80期（当期）の1株当たり当期純利益・配当性向の算定において、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額・純資産配当率の算定において、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
8. 第79期より「税効果会計基準一部改正」を適用しております。第77期の指標は遡及適用を行わない財務諸表数値を用いて算出しており、第78期の指標は遡及適用後の財務諸表数値を用いて算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
萬寶至實業有限公司	HK\$ 千 491,012	100%	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターアメリカコーポレーション	US\$ 千 4,000	100	小型モーター並びに部品の販売
萬寶至馬達股份有限公司	NT\$ 千 490,600	100	小型モーター部品並びに生産設備の製造及び販売
万宝至馬達大連有限公司	RMB 千 470,743	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
華淵電機工業股份有限公司	NT\$ 千 452,540	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び販売
万宝至馬達（江蘇）有限公司	RMB 千 293,668	100 (43)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー	EUR 千 715	100	小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	US\$ 千 511	100	小型モーター並びに部品の販売
万宝至馬達瓦房店有限公司	RMB 千 57,937	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターベトナムリミテッド	VND 百万 439,737	100	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び販売
万宝至（上海）管理有限公司	RMB 千 34,046	100	地域統括、小型モーター並びに部品の販売
マブチモーターダナンリミテッド	VND 百万 1,679,702	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万宝至馬達（東莞）有限公司	RMB 千 456,165	100 (100)	小型モーター及び部品並びに生産設備の製造及び設計開発並びに販売
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	KRW 千 300,000	100	小型モーター並びに部品の販売
万宝至精工（東莞）有限公司	RMB 千 67,999	100 (100)	小型モーター部品の製造及び販売

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司	RMB 千 149,371	% 100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
万宝至馬達（江西）有限公司	RMB 千 313,826	100 (100)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターメキシコエスエーデシーバイ	MXN 千 2,426,954	100 (0)	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモーターポーランドエスペーゾー	PLN 千 212,768	100	小型モーター並びに部品の製造及び販売
マブチモータータイランドカンパニーリミテッド	THB 千 29,000	100	小型モーター並びに部品の販売
万宝至精工部件（江門）有限公司	RMB 千 121,939	100 (100)	小型モーター部品の製造及び販売

- (注) 1. 「当社の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。
2. 2020年度中にマブチモーターポーランドエスペーゾーへ追加出資による増資を行い、資本金が198,844千PLNから212,768千PLNに増加しております。
3. 2020年度中にマブチモーターメキシコエスエーデシーバイへ追加出資による増資を行い、資本金が2,226,392千MXNから2,426,954千MXNに増加しております。
4. 当社連結子会社であった万宝至馬達貿易（深圳）有限公司は、万宝至（上海）管理有限公司の設立に伴う吸収合併により消滅しております。これに伴い、万宝至（上海）管理有限公司の資本金は2億9千8百万円（19,879千RMB）増加しております。

(11) 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社22社（うち連結子会社21社）で構成されており、自動車電装機器、民生・業務機器等に使用される小型モーターの製造・販売を主な事業としております。

(12) 主要拠点等 (2020年12月31日現在)

① 当社 (国内拠点)

事業所名	所在地
本社	千葉県松戸市松飛台430番地
技術研究所	千葉県印西市竜腹寺280番地

② 子会社 (海外主要拠点)

会社名	所在地
(生産・販売拠点)	
華淵電機工業股份有限公司	台湾・新竹県
萬寶至馬達股份有限公司	台湾・高雄市
万宝至馬達大連有限公司	中国・遼寧省
万宝至馬達(江蘇)有限公司	中国・江蘇省
万宝至馬達瓦房店有限公司	中国・遼寧省
マブチモーターベトナムリミテッド	ベトナム・ドンナイ省
マブチモーターダナンリミテッド	ベトナム・ダナン市
万宝至馬達(東莞)有限公司	中国・広東省
万宝至精工(東莞)有限公司	中国・広東省
東莞道ジャオ万宝至馬達有限公司	中国・広東省
万宝至馬達(江西)有限公司	中国・江西省
マブチモーターメキシコエスエーデシーバイ	メキシコ・アグアスカリエンテス州
マブチモーターポーランドエスパーゾー	ポーランド・マウォポルスカ県
万宝至精工部件(江門)有限公司	中国・広東省
(販売拠点)	
萬寶至實業有限公司	中国・香港
マブチモーターアメリカコーポレーション	アメリカ・ミシガン州
マブチモーターヨーロッパゲーエムベーハー	ドイツ・フランクフルト市
マブチモーターシンガポールプライベートリミテッド	シンガポール
マブチモーターコリアカンパニーリミテッド	韓国・ソウル市
マブチモータータイランドカンパニーリミテッド	タイ・バンコク
(地域統括・販売拠点)	
万宝至(上海)管理有限公司	中国・上海市

(13) 従業員の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

部門の名称	従業員数(名)	前期末比増減(名)
生産部門	19,849 [142]	(1,139) △545 [△39]
販売部門	253 [2]	(-) △3 [-]
技術・開発部門	602 [-]	(-) △14 [-]
管理部門	773 [45]	(-) △22 [△2]
合計	21,477 [189]	(1,139) △584 [△41]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 子会社のうち1社は委託加工生産を実施しており、委託加工契約先から派遣され、当社グループで就業する人員を()内数で記載しております。
3. 臨時従業員の年間平均雇用人員を[]外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
851 [57]	2 [△6]	43.7	18.0

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、子会社等への出向者(101名)を含んでおりません。
2. 臨時従業員の年間平均雇用人員を[]外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (2020年12月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2020年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 68,562,462株 (うち自己株式2,325,835株)
- (3) 株主数 19,845名 (前期末比1,950名減)
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,367,600 ^株	8.1%
馬 淵 隆 一	5,000,800	7.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,193,400	6.3
公益財団法人マブチ国際育英財団	3,000,000	4.5
有 限 会 社 プ ル ミ エ	2,068,600	3.1
馬 淵 保	2,050,414	3.1
馬 淵 喬	2,010,600	3.0
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	1,956,300	3.0
株式会社レイ・コーポレーション	1,746,000	2.6
株式会社三菱UFJ銀行	1,010,890	1.5

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (2,325,835株) を控除して計算しており、小数点第1位未満を四捨五入し表示しております。
 2. 持株比率の計算上、マブチモーター従業員持株会信託が保有する75,100株、役員報酬BIP信託が保有する202,449株を含めて計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 業績連動型株式報酬制度の導入

当社は、2016年3月30日開催の第75回定時株主総会において、当社の取締役及び執行役員を対象に、中期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社の中期的な業績との連動性が高い報酬制度（業績連動型株式報酬制度）の導入を決議し、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みを採用しております。

なお、当期末に「役員報酬BIP信託」の信託口が所有する当該株式数は202,449株であります。

② 自己株式の取得

2020年2月13日開催の取締役会決議により取得した自己株式

- ・取得した株式の種類及び総数 普通株式 517,400株
- ・取得価額の総額 1,924,071,000円
- ・取得した日 2020年8月24日より2020年9月9日まで

③ 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、2018年3月29日開催の第77回定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、当社は2020年5月28日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年6月26日付で取締役（社外取締役を除く）6名及び執行役員7名に対して自己株式16,350株の処分を完了いたしました。

④ 信託型従業員持株インセンティブ・プラン

当社従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生 の 拡 充、 及 び 株 主 と し て の 資 本 参 加 に よ る 従 業 員 の 勤 労 意 識 高 揚 を 通 じ た 当 社 の 恒 常 的 な 発 展 を 促 す こ と を 目 的 と し て、 信 託 型 従 業 員 持 株 イ ン セ ン テ ィ ブ ・ プ ラ ン を 導 入 し て お り ま す。

なお、当期末に信託口が所有する当該株式数は75,100株であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

名称	発行決議日	新株予約権の数	保有人数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権の行使期間
第1回 新株予約権	2013年 3月28日	199個	当社取締役2名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 3,980株 (新株予約権1個に つき20株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	2013年 5月21日～ 2033年 5月20日
第2回 新株予約権	2014年 3月28日	133個	当社取締役2名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 2,660株 (新株予約権1個に つき20株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	2014年 4月22日～ 2034年 4月21日
第3回 新株予約権	2015年 3月27日	297個	当社取締役4名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 2,970株 (新株予約権1個に つき10株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	2015年 4月21日～ 2035年 4月20日
第4回 新株予約権	2016年 3月30日	523個	当社取締役5名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 5,230株 (新株予約権1個に つき10株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	2016年 4月21日～ 2036年 4月20日
第5回 新株予約権	2017年 3月30日	546個	当社取締役5名 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	当社普通株式 5,460株 (新株予約権1個に つき10株)	新株予約権と 引き換えに払 い込みを要し ない	1株当たり1円	2017年 4月21日～ 2037年 4月20日

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりです。

- ・新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 - ・新株予約権者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、被割当者の相続人から相続した者による権利行使は認めない。
2. 2015年1月1日付で行った1株を2株にする株式分割により、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」は調整されております。
3. 上記のうち、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものが含まれております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2020年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大 越 博 雄	CEO
代 表 取 締 役	糸 川 真 人	COO 専務執行役員 内部統制担当 品質・環境統括
取 締 役	片 山 寛 太 郎	常務執行役員 社長補佐 関係会社統括 管理統括 人事・総務本部長 購買本部長
取 締 役	谷 口 真 一	常務執行役員 技術統括 製造本部長
取 締 役	伊 豫 田 忠 人	執行役員 経営企画本部長
取 締 役	植 西 英 史	執行役員 製品開発担当 顧客ソリューション担当 電装第一事業部長
社 外 取 締 役	御 手 洗 尚 樹	
社 外 取 締 役	堤 和 彦	
社 外 取 締 役	小 野 ジョディー	
取 締 役 (常勤監査等委員)	染 谷 一 幸	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	増 田 亨	弁護士 増田亨法律事務所所長
社 外 取 締 役 (監査等委員)	浅 井 隆	弁護士 第一芙蓉法律事務所パートナー
社 外 取 締 役 (監査等委員)	唐 下 雪 絵	公認会計士唐下雪絵事務所所長 フェリーチェコンサルティング株式会社代表取締役 株式会社セブン銀行社外監査役

- (注) 1. 取締役御手洗尚樹氏、堤和彦氏、小野ジョディー氏並びに取締役(監査等委員)増田亨氏、浅井隆氏及び唐下雪絵氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能の強化や情報収集の充実、内部監査部門等との連携を図るため、染谷一幸氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 取締役（監査等委員・常勤）染谷一幸氏は、長年にわたり当社の経営管理部門における業務に従事し、さらに当社中国子会社の総経理として経営全般に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）唐下雪絵氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）増田亨氏及び浅井隆氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、戦略的意思決定及び監督機能を取締役に集中し、日常的な業務執行の権限と責任を執行役員に与えることにより、業務執行と監督の双方の機能を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、執行役員制度を採用しております。

なお、取締役を兼任しない執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当
市川 功	常務執行役員 事業オペレーション担当 民生事業部長
古今 敬之	執行役員 事業基盤改革推進本部長 経営企画本部副本部長 広報IR室長 特命担当
中村 剛	執行役員 顧客リレーション担当
芝崎 徹	執行役員 製造本部副本部長
今村 知文	執行役員 電装第二事業部長
富田 たくみ	執行役員 経理・財務担当
権 大 勇	グループ常務執行役員 中国総代表
舒 正	グループ執行役員 中国副代表 万宝至馬達(東莞)有限公司総経理
Hoang Son	グループ執行役員 ベトナムマブチ会長・社長 ダナンマブチ会長

(2) 取締役の報酬等の額

① 報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	9名 (3)	400百万円 (28)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4名 (3)	48百万円 (28)

- (注) 1. 上記報酬等の額には、業績連動型株式報酬制度により、当事業年度において取締役（社外取締役及び監査等委員を除く6名）に付与が見込まれるポイントを基礎とした当社株式等の給付見込額87百万円が含まれております。
2. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与のための報酬として取締役（社外取締役及び監査等委員を除く6名）に付与した譲渡制限付株式35百万円が含まれております。
3. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、当事業年度に役員賞与引当金として計上した1億6百万円が含まれております。

② 報酬等の決定に関する方針

当社は、経営理念の実現に資する優秀な経営人材を確保し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献意識を高めるインセンティブとして役員報酬を位置づけ、以下の方針に基づいて報酬を決定しております。

【基本的な考え方】

(1) 報酬水準

- ・グローバルな事業の成長を実現するために必要な経験、スキルを有する多様な人材が確保できる報酬水準を設定します。
- ・報酬水準の妥当性を確保するため、外部調査機関による報酬調査データを参考の上、当社の業績状況をはじめ、経済環境や業界動向等を考慮し、適切な水準を決定します。

(2) 報酬構成

- ・役員報酬は、固定報酬である基本報酬と会社業績、個人評価を反映する業績連動報酬から構成します。
- ・業績連動報酬は、短期的な会社業績への反映と中長期的な企業価値向上への反映を考慮した構成とします。
- ・株主との価値共有を高めるとともに、中長期的な視点での企業価値向上へのインセンティブを高めるため、報酬の一部を株式報酬とします。

- ・ 社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成します。

(3) 報酬ガバナンス

- ・ 役員報酬の決定方針や報酬額の決定にあたっては、客観性・透明性を確保することを重視し、委員の半数以上を社外取締役より構成する報酬委員会を毎年開催し、その内容を決定します。
- ・ 業績連動報酬に反映する個人評価については、委員の半数以上を社外取締役より構成する指名委員会にて決定します。

【報酬制度の概要】

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬制度の概要は次のとおりです。

(1) 報酬の内訳

報酬の名称	月額報酬	賞与	信託型株式報酬	譲渡制限付株式報酬
報酬の特徴	基本報酬	短期インセンティブ	中期インセンティブ	長期インセンティブ
現金／株式	金銭報酬		株式報酬	
業績連動性	業績非連動	業績連動	業績連動	業績非連動
基本構成比率	50%	30%	20%	
総額限度枠	年額／5億5千万円		3事業年度／6億円 (150,000株以内)	年額／6千万円 (50,000株以内)

- (注) 1. 報酬の基本構成比率は制度設計上の基本比率を示しており、当社業績の状況等により上記比率は変動します。
2. 金銭報酬の総額限度枠には社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬も含めた金額となっております。

(2) 業績連動報酬

1) 賞与

- ・ 短期インセンティブ報酬として、毎事業年度の業績向上への貢献意識を高めることを目的に、評価指標は連結当期純利益を採用しています。連結当期純利益の多寡に応じて変動幅0～200%の範囲で報酬額を算出し、さらに個人評価を反映して最終決定します。

2) 信託型株式報酬

- ・中期インセンティブ報酬として、3事業年度ごとに設定する中期計画で掲げる指標の達成状況と連動させることで、中期計画の必達による企業価値向上への意識を高めることを目的に導入しています。評価指標の達成状況に応じて変動幅0～240%の範囲で報酬額を算出し、さらに個人評価を反映して最終決定します。

$$\text{中期計画指標} = \text{売上高} + \text{営業利益率} + \text{ROIC} + \text{サステナビリティ指標}$$

(3) 株式報酬の支給制限

- ・取締役を解任された場合、及び任期中に辞任した場合（取締役会が正当な事由と認めた場合を除く）には、報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により株式報酬の支給を制限します。

(4) 自社株保有に関する考え方

- ・株式報酬により付与した当社株式は原則として在任期間中は保持し続けることとします。さらに別に定める「自社株保有ガイドライン」により一定量以上の当社株式を保有することを奨励することで、株主との価値共有や中長期的な企業価値向上への意識向上を図っております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ア. 取締役（監査等委員）増田亨氏は、増田亨法律事務所所長であります。当社と同事務所との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- イ. 取締役（監査等委員）浅井隆氏は、第一芙蓉法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- ウ. 取締役（監査等委員）唐下雪絵氏は、公認会計士唐下雪絵事務所所長及びフェリーチェコンサルティング株式会社の代表取締役であり、株式会社セブン銀行の社外監査役を務めておりますが、当社と同事務所並びに両社との間には、過去から現在にわたり取引関係その他の特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

		主 な 活 動 状 況
取 締 役	御手洗 尚樹	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席いたしました。長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と高い見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取 締 役	堤 和彦	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席いたしました。工学博士として技術開発に関する豊富な経験と高い見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取 締 役	小野シヨウアイ	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席いたしました。大学教育分野における豊富な国際経験と人材育成等に関する高い見識から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	増 田 亨	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席し、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果について意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	浅 井 隆	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席し、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果について意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

主 な 活 動 状 況	
取締役 (監査等委員) 唐 下 雪 絵	当事業年度に開催された取締役会25回の全てに出席し、公認会計士及び会計・システムのコンサルタントとしての豊富な経験と専門的見地から、また、経営陣から独立した視点で、意思決定及び業務執行の適法性・妥当性・適正性を確保するための助言、提言を適宜行っております。また、当事業年度において開催された監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果について意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 53百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 53百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社は、当社会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、次のとおりその基本方針を決議しております。

なお、当社は、2019年3月28日付で監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、基本方針の一部改定を決議しております。

内部統制基本方針

当社グループは、経営ビジョンを確実に履行し、あらゆるステークホルダーの権利と適正な利益の確保に努め、経営理念に基づく社会的使命を果たすことを目的として、次に示すとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備する。

i 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、「マブチ経営ビジョン」（経営理念、経営基軸、経営指針、海外拠点経営指針、行動指針）及び「マブチ倫理規範」を策定し、これを当社グループ全役員及び従業員に冊子、電子メール、社内報、研修等によって周知し、法令及び企業倫理・社会規範の遵守（以下「コンプライアンス」という。）と国際社会への貢献が、当社グループの企業活動の前提であり、企業風土とすることを徹底する。
- b. 代表取締役は、コンプライアンスに係る活動について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定めるとともに、各子会社にコンプライアンス担当役員を設置し、コンプライアンスの確実な履行に必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- c. 代表取締役は、法令・定款及び社会倫理に反する行為又はこれらの疑いある行為について、使用人その他の従業員が、職制を通じた通常の業務遂行における情報伝達ルートによらず、代表取締役に通報、相談することを可能にする制度及びそのためのルート（倫理規範ホットライン）を設ける。
- d. コンプライアンス活動の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告する。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、コンプライアンス体制の継続的改善に努めるものとする。

ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、当該情報の記録方法、保存期間その他の管理方法等に関する社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- b. 取締役及び監査等委員並びに内部監査部門は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 代表取締役は、事業活動に係る損失の危険（以下「リスク」という。）の管理について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、リスクの適切な管理のために必要な社内ルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。
- b. 代表取締役は、当社各部門責任者及び子会社の責任者をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置し、日常の事業活動におけるリスクの認識・評価、リスクへの対応、情報の伝達等に関し、組織横断的な活動を可能にするるとともに、リスクの顕在化に備え、当社グループ全体の事業活動を視野に入れた緊急時の連絡・対応体制を整備する。
- c. リスク管理の状況は、内部監査部門がこれを定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、リスク管理体制の継続的改善に努めるものとする。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、法令に定める重要な業務執行の決定及び各取締役の業務執行に関する監督を適正かつ効率的に行うため、取締役会規則を制定し、その適切な運用に努める。
- b. 取締役会の機能を補完し、より機動的、効率的、効果的な業務執行の決定と監督を可能にすることを目的として、主として業務執行役員で構成する役員会議を設置する。
- c. 取締役会及び代表取締役は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、次に示す経営管理システムを構築するとともに、その適切な運用に必要な環境を整備するものとする。

-
- ア. 取締役会は、定期的に当社グループ全体に係る目標、戦略、予算等の中期・短期経営計画を策定し、代表取締役ほか各業務執行役員を通じて、これに基づく業務執行計画を各業務部門に策定、実施させるとともに、その進捗状況、見通しその他の重要な情報について、定期、不定期に報告を求め、経営計画のレビューを実施することで、適時・適切な計画の修正を実施する。
 - イ. 代表取締役は、上記経営管理システムの効果的かつ効率的な運用を可能にするため、業務分掌及び職務・決裁権限を明確にするとともに、社内における情報の共有、伝達、その他の業務の効率化を図るための情報システムの整備に努める。
 - ウ. 各ステークホルダーとのコミュニケーションの円滑化を図り、当社グループに対する理解を促進することにより、ステークホルダーとの適切かつ良好な関係を維持するため、会社情報の管理、開示等について、これを全社的に統括する担当業務執行役員及び当該業務を所管する部門を定め、重要な会社情報の管理及びその適時・適切な開示のために必要なルール、手順等を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。

v 当社及び子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- a. 取締役会及び代表取締役は、経営ビジョンの構成要素として海外拠点経営指針を定め、これを特に海外子会社における業務の適正を確保するための基本的な考え方として、その浸透を図る。
- b. 代表取締役は、子会社の業務執行に関し、生産、販売各子会社責任者会議及び主要部門別グループ責任者会議を設置し、定期的にこれを開催して当社グループ全体の経営計画等の浸透を図るほか、その他のコミュニケーション手段を講じて業務上の情報共有、指示等の伝達を確実かつ効率的に行うものとする。
- c. 取締役会及び代表取締役は、当社の経営管理システムを当社グループ全体に展開するとともに、子会社の業務執行の決定に関する権限等を明確にすることにより、当社グループ経営計画達成に係る業務の効率化と確度の向上を図る。
- d. 代表取締役は、子会社の業務遂行の過程において生じた重要情報の当社に対する報告義務その他子会社管理のために必要なルール、手順を制定、整備するとともに、これらについての周知・教育その他の必要な措置を講じるものとする。

- e. 代表取締役は、主要な子会社に内部監査組織を設置させ、定期的な内部監査の実施と当社内部監査部門への結果報告を義務付けるものとする。
- f. 当社内部監査部門及び監査等委員会が選定する監査等委員は、計画的に子会社の内部統制に関する実地監査を実施し、その結果を当社取締役会及び監査等委員会に報告するものとする。当社取締役会は、当該報告の内容についてレビューを行い必要な措置を講じるなど、グループ全体の内部統制システムの継続的改善に努めるものとする。
- vi 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- a. 監査等委員会の職務補助及び監査等委員会の事務局として業務執行から独立した使用人等からなる「監査等委員会室」を設置する。
- b. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これに応じるものとする。この場合、当該使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い、監査等委員でない取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の異動、人事評価、懲戒については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- c. 上記の求めが定常的な必要性に基づくものでないときは、監査等委員会は、内部監査部門及びあらかじめ協議の上特定した部門の使用人に対し、必要に応じて監査職務に係る補助業務の実施を依頼することができるものとする。この場合、当該使用人は、依頼された職務の遂行に関して、監査等委員会の指揮命令に従い、監査等委員でない取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとし、かつ当該職務遂行の内容については、当該部門における人事評価の対象から除外するものとする。
- vii 監査等委員でない取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制**
- a. 監査等委員会でない取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会が定める監査等委員会規則その他の監査業務に係る規程・基準等に従い、その業務の執行に関する情報を監査等委員会に適宜報告するほか、当該規程等にかかわらず、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実、内部監査の結果、その他当社及び子会社の業務遂行の過程において生じた重要な事実について、適宜監査等委員会に報告するものとする。

-
- b. 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会、役員会議その他の重要な会議に出席できるものとし、代表取締役は、監査等委員会の求めに応じて、会議の開催通知ほか必要な情報を監査等委員会に提供するものとする。また監査等委員会が選定する監査等委員は、必要と認める重要な文書をいつでも閲覧することができるものとする。取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会から業務執行に係る報告や書類等の提出を求められた場合、これを拒むことができないものとする。
 - c. 監査等委員でない取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、その業務の執行に関し、法令・定款違反又はその疑いのある事実を発見した場合、監査等委員会に対し適宜その内容を報告することができるものとし、代表取締役は、これらを周知するために必要な措置を講じるものとする。また当社は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として当社又は子会社において不利益な取扱いを行わない。

viii 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ix その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役は、監査等委員会の監査計画の策定及び監査の実施に関し、内部監査部門及び会計監査人との連携を図ることについて配慮するほか、監査が円滑に実施されるよう、監査等委員会の要請に対して最大限これに協力し、必要な措置を講じるものとする。
- b. 取締役会は、監査等委員である取締役選任議案の決定に際し、各候補者が監査職務に必要なかつ十分な専門知識を有していること及び監査等委員である社外取締役の候補者について十分に独立性が確保されていることを前提とした上、その選出にあたり、監査等委員会の同意を得るものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般

当社は内部統制の体制整備に努め、リスクマネジメント活動、コンプライアンス活動や内部統制監査活動等において発見された内部統制の不備が取締役に定期・不定期に報告され、その適時かつ適正な是正が行われており、継続的にその機能及び効果を高めていく仕組みを構築しております。また、稟議制度や職務権限・業務分掌その他の社内規程を整備し、その適切な運用を図ることにより、業務執行の適切性を確保する一助としております。

② リスク管理に対する取り組み

リスクマネジメント委員会が主体となり、当社グループの事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のある各種リスクについて迅速な情報収集、対応を図るとともに、関係部門に対する支援、社内注意喚起や啓蒙教育を行うなど、組織横断的な取り組みを実施しております。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、当社グループ社員の安全確保と事業活動の継続に向けた対策を講じました。

③ コンプライアンスに対する取り組み

「マブチ倫理規範」を策定し、当社グループ全役員及び従業員に周知し、同規範に基づく継続的な教育を通じて、法令及び企業倫理・社会規範の遵守を徹底しております。また、職制ルートによらず通報、相談できる「倫理規範ホットライン」を整備・運用し、コンプライアンス違反の未然防止に努めております。

④ グループ会社の管理体制

当社の海外グループ会社において、当該拠点国の法令等に基づく機関等及びこれを補完する内部組織によって内部統制を実施するとともに、グループ経営ビジョンを通じてグローバルに企業文化や価値観を共有し、グループ経営者会議や各種グループ部門長会議の開催、当社経営監査室によるグループ会社の業務監査の実施等によって、グループ全体の内部統制機能の向上に努めております。

⑤ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営上の重要な意思決定は、当社の経営環境を熟知し業務に精通した社内取締役及び独立社外取締役で構成される取締役会において行っております。取締役会は、経営上の意思決定と取締役の業務執行の監督に関する中心的な機能を果たしており、法令の定めるところにより、重要な業務執行の決定及び重要な業務執行状況の報告を行っております。取締役会において決定された事項は、代表取締役及び各業務執行役員を通じて業務の執行に移されます。取締役会は定期的にこれを開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。

⑥ 監査等委員会監査の実効性を確保するための体制

独立性の高い社外取締役を含む監査等委員である取締役は、法令に基づくほか、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画、職務分担に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、本社及び主な連結子会社の業務や財産の状況調査に加え、内部監査部門である経営監査室その他の内部統制部門、会計監査人等との連携により、取締役の職務執行を監査しております。また、監査等委員会は、毎月1回及び必要に応じて随時開催しており、常勤の監査等委員である取締役が委員長を務めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、取締役会において、次のとおり「株式会社の支配に関する基本方針」を決議しております。

i 株式会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、ブラシ付小型直流モーターのパイオニアとして、「国際社会への貢献とその継続的拡大」という経営理念のもと、独自の製品・技術の開発とグローバル市場での製品供給に努め、適正な利潤の創出と長期安定的な経営の実現を果たしてまいりました。高い志に基づく経営理念、技術、そして企業文化を共有し、業務に精通した人材という有形・無形の財産が、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらし、長期安定的な配当と業績に応じた増配・自己株式取得などの積極的な利益還元を可能にまいりました。

当社のこれまでの企業経営のあり方や一般に社会的評価の高い会社の企業行動から判断して、当社にとりまして、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」は、以下の経営方針を実践し、企業価値の向上と社会的貢献に継続的に取り組む者であるべきと考えます。

- a. 企業を社会的存在と認識し、社会から必要とされる事業の継続と新たな社会的価値の創造に努める。
- b. 経営資源の確保とその有効活用により、適正利潤を継続的に創出し、ステークホルダーに対して適切な還元を行う。
- c. 人を最も重要な経営資源と位置付け、働く人々の主体的動機づけを充足させ、組織活力を喚起する。

ii 不適切な支配を防止するための取り組み

現時点で、当社は、当社の株式の大量取得を行う者に対して、これを防止するための具体的な取り組み（買収防衛策）を定めることはいたしておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、当社として、以下のような必要かつ適切な対応策を講じます。

- a. 社外の専門家を含め、社内チームを構成し、当該取得者の提案内容を、上記の基本方針や株主共同の利益に照らして、慎重に判断いたします。
- b. 当該大量取得が、不適切な者によると判断される場合には、次の要件の充足を前提として、具体的な對抗措置の内容等を速やかに決定し、実行いたします。
 - ア. 当該措置が基本方針に沿うものであること。
 - イ. 当該措置が当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと。
 - ウ. 当該措置が当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(262,559)	(負債の部)	(23,456)
流動資産	173,394	流動負債	18,193
現金及び預金	110,018	支払手形及び買掛金	6,486
受取手形及び売掛金	24,729	未払法人税等	1,934
有価証券	1,500	賞与引当金	233
商品及び製品	22,249	役員賞与引当金	176
仕掛品	989	その他	9,361
原材料及び貯蔵品	9,280	固定負債	5,262
その他	4,789	長期借入金	380
貸倒引当金	△163	株式等給付引当金	241
固定資産	89,164	退職給付に係る負債	2,051
有形固定資産	77,014	資産除去債務	27
建物及び構築物	20,860	繰延税金負債	2,203
機械装置及び運搬具	31,515	その他	357
工具、器具及び備品	4,031	(純資産の部)	(239,103)
土地	6,589	株主資本	246,499
建設仮勘定	14,016	資本金	20,704
無形固定資産	1,065	資本剰余金	20,419
投資その他の資産	11,085	利益剰余金	216,929
投資有価証券	9,254	自己株式	△11,555
繰延税金資産	578	その他の包括利益累計額	△7,487
その他	1,658	その他有価証券評価差額金	1,985
貸倒引当金	△405	為替換算調整勘定	△8,928
資産合計	262,559	退職給付に係る調整累計額	△545
		新株予約権	91
		負債純資産合計	262,559

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			116,432
売上原価			81,576
売上総利益			34,856
販売費及び一般管理費			21,955
営業利益			12,900
営業外収益			
受取利息	695		
受取配当金	244		
スクラップ材料売却収入	1,128		
その他の	577		2,645
営業外費用			
株式関係費	138		
為替差損	1,371		
控除対象外消費税等	28		
土地修復関係費	429		
その他の	902		2,870
経常利益			12,675
特別利益			
固定資産処分益	9		
投資有価証券売却益	2,382		
新株予約権戻入益	7		2,400
特別損失			
固定資産処分損	322		
臨時退職金	151		
生産子会社閉鎖損失	449		
感染症関連損失	251		1,175
税金等調整前当期純利益			13,901
法人税、住民税及び事業税	4,964		
法人税等調整額	△50		4,913
当期純利益			8,987
親会社株主に帰属する当期純利益			8,987

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	20,704	20,419	216,974	△10,014	248,084
連結会計年度中の増減額					
剰余金の配当(注)1	-	-	△4,538	-	△4,538
剰余金の配当 (中間配当額)	-	-	△4,472	-	△4,472
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	8,987	-	8,987
自己株式の取得	-	-	-	△1,941	△1,941
自己株式の処分	-	-	△21	400	379
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の増減額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の増減額合計	-	-	△44	△1,540	△1,585
当 期 末 残 高	20,704	20,419	216,929	△11,555	246,499

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	3,456	△2	△5,777	△712	△3,035	124	245,172
連結会計年度中の増減額							
剰余金の配当(注)1	-	-	-	-	-	-	△4,538
剰余金の配当 (中間配当額)	-	-	-	-	-	-	△4,472
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	-	8,987
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△1,941
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	379
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の増減額(純額)	△1,470	2	△3,150	167	△4,452	△32	△4,484
連結会計年度中の増減額合計	△1,470	2	△3,150	167	△4,452	△32	△6,069
当 期 末 残 高	1,985	-	△8,928	△545	△7,487	91	239,103

(注) 1. 2020年3月27日開催の第79回定時株主総会に係る剰余金の処分であります。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〈ご参考〉

連結包括利益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 利 益	8,987
そ の 他 の 包 括 利 益	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,470
繰 延 へ ッ ジ 損 益	2
為 替 換 算 調 整 勘 定	△3,150
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	167
そ の 他 の 包 括 利 益 合 計	△4,452
包 括 利 益	4,535
(内 訳)	
親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	4,535
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

〈ご参考〉

連結キャッシュ・フロー計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで) (単位: 百万円)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	13,901
減価償却費	8,939
退職給付に係る負債の増加額	154
受取利息及び受取配当金	△939
為替差損	3,217
投資有価証券売却益	△2,382
有形固定資産処分損	313
売上債権の増加額	△2,714
たな卸資産の減少額	728
仕入債務の増加額	379
新株予約権戻入益	△7
その他	1,075
小計	22,664
利息及び配当金の受取額	970
法人税等の支払額	△4,893
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,741
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△314
有価証券の売却による収入	800
固定資産の取得による支出	△7,736
固定資産の売却による収入	48
投資有価証券の取得による支出	△500
投資有価証券の売却による収入	2,757
その他	△358
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,304
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△254
配当金の支払額	△9,011
自己株式の取得による支出	△1,927
自己株式の売却による収入	240
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,952
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,156
V. 現金及び現金同等物の減少額	△672
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	110,863
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	110,190

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	(170,438)	(負債の部)	(12,880)
流動資産	76,877	流動負債	10,871
現金及び預金	39,767	買掛金	7,323
受取手形	184	未払金	1,164
売掛金	29,764	未払費用	494
有価証券	1,500	未払法人税等	1,148
商品及び製品	1,696	賞与引当金	233
仕掛品	29	役員賞与引当金	158
原材料及び貯蔵品	1,074	その他	348
その他	2,859	固定負債	2,008
固定資産	93,561	長期借入金	380
有形固定資産	14,585	株式等給付引当金	241
建物	7,229	退職給付引当金	881
構築物	519	資産除去債務	27
機械及び装置	296	繰延税金負債	344
車両運搬具	2	その他	133
工具、器具及び備品	485	(純資産の部)	(157,558)
土地	5,991	株主資本	155,480
建設仮勘定	60	資本金	20,704
無形固定資産	572	資本剰余金	20,419
ソフトウェア	472	資本準備金	20,419
ソフトウェア仮勘定	95	利益剰余金	125,911
その他	4	利益準備金	3,819
投資その他の資産	78,402	その他利益剰余金	122,092
投資有価証券	9,184	固定資産圧縮積立金	88
関係会社株式	16,096	別途積立金	170,119
関係会社出資金	44,177	繰越利益剰余金	△48,116
関係会社長期貸付金	8,797	自己株式	△11,555
その他	180	評価・換算差額等	1,985
貸倒引当金	△33	その他有価証券評価差額金	1,985
資産合計	170,438	新株予約権	91
		負債純資産合計	170,438

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		79,623
売 上 原 価		60,472
売 上 総 利 益		19,150
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,981
営 業 利 益		4,169
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 割 引 料	246	
有 価 証 券 利 息	2	
受 取 配 当 金	9,705	
為 替 差 益	51	
そ の 他	198	10,203
営 業 外 費 用		
株 式 関 係 費	138	
そ の 他	43	182
経 常 利 益		14,190
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,382	
新 株 予 約 権 戻 入 益	7	2,390
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	3	3
税 引 前 当 期 純 利 益		16,577
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,344	
法 人 税 等 調 整 額	△89	2,255
当 期 純 利 益		14,322

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	20,704	20,419	20,419	3,819	120	170,119	△ 53,438	120,621
事業年度中の増減額								
剰余金の配当(注)1	-	-	-	-	-	-	△ 4,538	△ 4,538
剰余金の配当 (中間配当額)	-	-	-	-	-	-	△ 4,472	△ 4,472
当期純利益	-	-	-	-	-	-	14,322	14,322
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	△ 21	△ 21
固定資産圧縮積立金取崩額	-	-	-	-	△ 31	-	31	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の増減額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の増減額合計	-	-	-	-	△ 31	-	5,321	5,290
当 期 末 残 高	20,704	20,419	20,419	3,819	88	170,119	△ 48,116	125,911

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△ 10,014	151,731	3,456	△ 2	3,454	124	155,309
事業年度中の増減額							
剰余金の配当(注)1	-	△ 4,538	-	-	-	-	△ 4,538
剰余金の配当 (中間配当額)	-	△ 4,472	-	-	-	-	△ 4,472
当期純利益	-	14,322	-	-	-	-	14,322
自己株式の取得	△ 1,941	△ 1,941	-	-	-	-	△ 1,941
自己株式の処分	400	379	-	-	-	-	379
固定資産圧縮積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の増減額(純額)	-	-	△ 1,470	2	△ 1,468	△ 32	△ 1,501
事業年度中の増減額合計	△ 1,540	3,749	△ 1,470	2	△ 1,468	△ 32	2,248
当 期 末 残 高	△ 11,555	155,480	1,985	-	1,985	91	157,558

(注) 1. 2020年3月27日開催の第79回定時株主総会に係る剰余金の処分であります。

2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

マブチモーター株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井尾 稔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 檜崎 律子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マブチモーター株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マブチモーター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月18日

マブチモーター株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 井 尾 稔 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 檜 崎 律 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マブチモーター株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月19日

マブチモーター株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 染谷 一幸 ㊞

監査等委員 増田 亨 ㊞

監査等委員 浅井 隆 ㊞

監査等委員 唐下 雪絵 ㊞

(注) 監査等委員 増田亨、浅井隆及び唐下雪絵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

A series of 18 horizontal dashed lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

会場 千葉県松戸市松飛台430番地
マブチモーター株式会社 本社大会議室
電話047(710)1111



交通のご案内

- 北総線（京浜急行線、都営浅草線、京成線直通）ご利用の場合

「松飛台駅」下車徒歩約7分。

- 常磐線・千代田線ご利用の場合

松戸駅乗り換え、新京成線「五香駅」（松戸駅より6つ目）下車、駅西口前から新京成バス「松飛台駅」行き又は「紙敷車庫」行きにて「松飛台駅入口」停留所下車、徒歩約3分。

【ご注意】

◎駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防のため、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただき、株主総会へのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

マブチモーター株式会社

<https://www.mabuchi-motor.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。